

【公開版】

提出年月日	令和2年8月12日	R8
日本原燃株式会社		

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第10条：加工施設への人の不法な侵入等の防止

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 設計の基本方針

2. 1 設備等

2. 2 気象等

2 章 補足説明資料

事業許可基準規則第 10 条と許認可実績・適合方針との比較表

事業許可基準規則第 10 条と許認可実績・適合方針との比較表（1/3）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第十条 工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止） 1 第10条に規定する「加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備」とは、例えば、以下の事象への対策のための設備が挙げられる。 一 敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為 二 郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持込み 三 サイバーテロ</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>記載なし</p>	<p>② 加工施設への人の不法な侵入等の防止 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、<u>区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</u> <u>核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を効果的に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。</u> <u>また、MOX燃料加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持込みを含む。）を核物質防護対策として防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。</u> <u>さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を核物質防護対策として防止するため、MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）が電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</u> 人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>添付書類五 (ト) 加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する考慮 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等を防止するため、以下の設計とする。 また、人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 安全設計 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を効果的に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。 また、MOX燃料加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持込みを含む。）を核物質防護対策として防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を核物質防護対策として防止するため、MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）が電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対す</p>	<p>「加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備」について、適合方針に人の不法な侵入の防止、不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることの防止、不正アクセスを防止するための設計を記載する。 また、上記の本文記載事項に対する設計方針として、適合方針に人の不法な侵入の防止、不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることの防止、不正アクセスを防止するための設計を記載する。 新規要求事項のため、既許可実績等に記載はない。したがって、適合方針では新規要求事項へ適合させるための追加を実施する。</p>	<p>【記載の追加（新規制基準変更）】 第10条に関しては新たな規則である。要求事項は以下のとおり。 ・加工施設への人の不法な侵入の防止の対策を追記</p> <p>・「加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件の持込みの防止」及び「人に危害を与え、他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みの防止」の対策を追記</p> <p>・不正アクセス行為（サイバーテロを含む）の防止の対策を追記</p>

事業許可基準規則第 10 条と許認可実績・適合方針との比較表 (2/3)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果																								
		<p>る外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>(2) 体制 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等を核物質防護対策として防止するため、「原子炉等規制法」に基づき核物質防護管理者を選任し、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、再処理事業部長を本部長とする核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。 核物質防護に関する緊急時の組織体制を添5 図50に示す。</p> <p>(3) 手順等 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等を核物質防護対策として防止するため、接近管理、出入管理、持込み点検、情報システムに対する外部からの不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の遮断措置及び特定核燃料物質が持ち出されていないことを確認するため以下を実施する。</p> <p>① 接近管理、出入管理、持込み点検、情報システムに対する外部からの不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の遮断措置及び敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動の防止を的確に実施するために、あらかじめ手順を整備する。</p> <p>② 設備の機能を維持するため、保守管理を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。</p> <p>③ 接近管理、出入管理、持込み点検及び特定核燃料物質が持ち出されていないことの確認を的確に実施するために、警備員等に対し定期的に教育を実施する。</p> <p>④ 情報システムに対する外部からの不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の遮断措置を的確に実施するために、関係者に対し定期的に教育を実施する。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>機材</th> <th>組織</th> <th>機材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>再処理事業部長</td> <td>運営支援組織</td> <td>総務部 総務部 防災部 土木建築部 庶務部</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>燃料製造事業部長 他</td> <td>燃料支援組織</td> <td>燃料ユニット班 (共燃施設ユニット班、燃焼施設ユニット班、化学処理施設ユニット班、冷却水調化施設ユニット班、分析施設ユニット班、MOX 施設ユニット班、運転管理班)</td> </tr> <tr> <td>核物質防護管理者</td> <td>法律に基づき選任し関 へ届け出た者</td> <td>設備管理班</td> <td>設備管理班 (燃料設備班、電気設備班、計測設備班)</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>燃料材料数値主任者 工場長 運転主任者</td> <td>実施組織</td> <td>実施責任者 (総務部長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転責任者 警備・情報管理責任者 設備管理責任者 運営責任者 燃料製造責任者 燃料管理責任者 運転主任責任者</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 50 図：核物質防護に関する緊急時の組織体制図</p> </div> <p>(5) 加工施設への人の不法な侵入等の防止 (加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第十条 工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入、MOX燃料加工</p>	組織	機材	組織	機材	本部長	再処理事業部長	運営支援組織	総務部 総務部 防災部 土木建築部 庶務部	副本部長	燃料製造事業部長 他	燃料支援組織	燃料ユニット班 (共燃施設ユニット班、燃焼施設ユニット班、化学処理施設ユニット班、冷却水調化施設ユニット班、分析施設ユニット班、MOX 施設ユニット班、運転管理班)	核物質防護管理者	法律に基づき選任し関 へ届け出た者	設備管理班	設備管理班 (燃料設備班、電気設備班、計測設備班)	本部長	燃料材料数値主任者 工場長 運転主任者	実施組織	実施責任者 (総務部長)				運転責任者 警備・情報管理責任者 設備管理責任者 運営責任者 燃料製造責任者 燃料管理責任者 運転主任責任者		
組織	機材	組織	機材																									
本部長	再処理事業部長	運営支援組織	総務部 総務部 防災部 土木建築部 庶務部																									
副本部長	燃料製造事業部長 他	燃料支援組織	燃料ユニット班 (共燃施設ユニット班、燃焼施設ユニット班、化学処理施設ユニット班、冷却水調化施設ユニット班、分析施設ユニット班、MOX 施設ユニット班、運転管理班)																									
核物質防護管理者	法律に基づき選任し関 へ届け出た者	設備管理班	設備管理班 (燃料設備班、電気設備班、計測設備班)																									
本部長	燃料材料数値主任者 工場長 運転主任者	実施組織	実施責任者 (総務部長)																									
			運転責任者 警備・情報管理責任者 設備管理責任者 運営責任者 燃料製造責任者 燃料管理責任者 運転主任責任者																									

事業許可基準規則第 10 条と許認可実績・適合方針との比較表 (3/3)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を核物質防護対策として防止するため、以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>① 人の不法な侵入の防止</p> <p>MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を効果的に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域における障壁、探知施設、通信連絡設備は、設備の機能を維持するため、保守管理を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。</p> <p>② 爆発性又は可燃性を有する物件等の持込みの防止</p> <p>MOX燃料加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持込みを含む。）を核物質防護対策として防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることの防止に係る設備は、設備の機能を維持するため、保守管理を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。</p> <p>③ 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を核物質防護対策として防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>外部からの不正アクセスを遮断する装置については、設備の機能を維持するため、保守管理を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。</p>		